都市計画道路川合山之口線道路詳細設計他業務委託

特　記　仕　様　書

令和７年２月

箕　　面　　市

第１条　適用範囲

本特記仕様書は、箕面市が行う都市計画道路川合山之口線道路詳細設計他業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。なお、測量、地質調査及び設計の共通仕様書については、大阪府都市整備部発行の「測量業務共通仕様書」「設計業務等共通仕様書」「地質・土質調査共通仕様書」（最新版）に準ずる。

第２条　目的

本業務は、都市計画決定された川合山之口線（路線延長約 970m）の内、市施行区間の延長約 350m について、各施設管理者との協議図書および工事発注に必要な図書を作成することを目的とし、路線測量、用地測量、現地測量、地質調査及び道路詳細設計等を行うものである。

第３条　業務内容

都市計画道路川合山之口線に対し、道路予備設計(Ｂ)より決定された中心線に対して、現地測量結果の実測図上での用地幅杭位置を決定するものである。

なお、勝尾寺川を跨ぐ橋梁の終点方の下部構造の施行は、川合山之口土地区画整理事業者が行うため、竣工図書を当該設計に反映するとともに、施設管理者協議資料を作成するものとする。また、市が貸与する既存資料に諸条件が無い場合は、施設管理者（大阪府等）より受理すること。

（１）設計作業の基本

１）道路予備設計成果及びその他関係資料を参考に、設計条件、各構造の選定理由（構造性、施工性、経済性、環境条件）を把握したうえで、道路、河川等の交差条件、コントロールポイントを整理し設計を行うものとする。

２）設計にあたっては、目的をよく理解し設計する。また、監督職員、監督代理人と緊密な連絡を保ち必要に応じて打合せを行うものとする。

３）設計は、事前に設計条件、設計方法等について監督職員の承諾を得たのち行うものとする。

４）設計計算および数量計算の検算は当該計算を実施した者以外の者が行う。また図面も同様とする。

５）設計にあたって、建設副産物の発生の抑制と再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。

６）貸与された測量報告書を熟読し、図面の作成に利用するものとする。

７）図面及び数量計算書作成は、構造図（構造一般図、断面配筋図等）の作成並

びに詳細数量（工事発注積算用数量）の計算を行うものを基本とする。なお、数量のとりまとめ内容については、監督職員と協議し、決定すること。

８）上下水道管、ガス管、電気、通信、交通管理者施設、農耕用水路等の地下埋設物及び地上物件を図面に反映し、撤去、移設等について詳細設計に考慮すること。なお、施設管理台帳等は各施設管理者より受理すること。

９）川合・山之口土地区画整理組合との取り合いについては、土地区画整理組合との協議を行う必要があるため、受注者は、監督職員の指示により協議資料を作成し、協議結果に基づき設計業務を進めること。

（２）測量業務（平地、都市近郊）

測量数量は、現地状況により変更する可能性がある。

測量業務（平地・都市近郊、1/250）

１）３級基準点測量　２点

（伐採なし、永久標識設置なし）

２）４級基準点測量　７点

（伐採なし、永久標識設置なし）

３）現地測量　0.0162km^2

(1/250)

４）路線測量　0.35km

（作業計画、現地踏査、線形決定、IP 設置、中心線測量、仮 BM 設置測量、横断測量、縦断測量、用地幅杭設置測量）

５）用地測量　1.8 万 m^2、0.35km

（公図等の転写、地積測量図転写、土地の登記記録調査、建物の登記記録調査、権利者確認調査(当初)、公図等転写連続図作成、復元測量、境界確認、土地境界確認書作成、補助基準点の設置、境界測量、用地境界仮杭設置、境界点間測量、面積計算、用地実測図原図作成、用地平面図作成、土地調書作成、公共用地管理者との打合せ、横断面図作成、依頼書作成、協議書作成）

（３）地質調査業務

地質調査は、調査に先立ち、監督職員と十分に協議を行い調査を行う。

また、ボーリング箇所は現地調査の結果を踏まえ監督職員と協議のうえ目的にあった箇所で実施すること。ボーリング調査の実施にあたっては、位置選定、打止め高さ設定等十分に事前検討を加え、現地実施を行うこと。なお、ボーリングの打止めは、監督職員と協議のうえ決定すること。

１）ボーリング調査、標準貫入試験、室内土質試験、原位置試験

孔番号			No.1	No.2	合計
ボーリング(m)	φ66mm	砂・砂質土	5	5	10
		礫混じり土砂	5	5	10
標準貫入試験(回)	砂・砂質土		5	5	10
	礫混じり土砂		5	5	10
室内土質試験(試料)	土粒子の密度試験		1	1	2
	含水比試験		1	1	2
	粒度試験(沈降分析、ふるい分け)		1	1	2
	土の液性限界試験		1	1	2
	土の塑性限界試験		1	1	2
孔内載荷試験(ﾌﾟﾚｯｼｬｰﾒｰﾀ試験・ﾎﾞｱﾎｰﾙｼﾞｬｯｷ試験)普通載荷			1	1	2

※Ｎ値が砂質地盤の場合でＮ値 30 以上、粘土質地盤の場合でＮ値 20 以上を 3ｍ連続して確認された場合には、ボーリングは終了するものとする。詳細は監督職員と協議し、決定すること。

２）既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成

既存資料の収集、資料整理とりまとめ、柱状図作成、断面図等を作成し、報告書にとりまとめる。

（４）設計業務

１）道路詳細設計（Ａ）予備設計あり、延長 0.35km、幅員 16m(歩道含む)、第 4 種第 2 級、平地、１～２車線、取付道路、付替水路及び横断函渠等含む

（設計計画、施工計画、現地踏査、平面縦断設計、横断設計、道路附帯構造物設計、小構造物設計、仮設構造物設計、用排水設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成）

２）平面交差点詳細設計(予備設計あり)

（平面・縦断設計、横断設計、交差点容量・路面表示、小構造物設計、用排水設計、設計図、数量計算、照査、報告書作成）

３）橋梁詳細設計　ＰＣホロー桁橋、予備設計あり、橋長 21m

（設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成）

４）橋梁詳細設計　逆Ｔ式橋台、杭基礎

（設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成）

５）橋梁詳細設計　既製杭

（設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成）

６）土留工詳細設計　切梁式(２段)

（設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成）

７）護岸詳細設計　設計延長 36m、片岸

（設計計画、現地踏査、構造物との取付検討、基礎工検討諸元設定、設計計算、施工計画、仮設計画、図面作成、数量計算、照査、報告書作成）

８）護床工詳細設計　設計延長約 40m、幅約 11m

（設計計画、設計計算、設計図、施工計画図、数量計算、照査、報告書作成）

（５）関係機関との打合せ協議

施設管理者、交通管理者等との協議に適宜同行し、業務推進に関わる協議資料を作成し、協議結果に基づき設計業務を進めること。また、諸手続き等は、速やかに行うものとする。なお、図書作成において市が貸与する既存資料に無い諸条件については、施設管理者より受理すること。

第４条　測量一般

（１）測量用の機械器具は、各測量に適するものを使用しなければならない。この場合監督職員が不適当と認めたときは、その作業のやり直し又は取替を命ずることがある。

（２）測標あるいは標杭設置のため、埋標又は設杭作業を行うときは、水道、ガス、地下ケーブル等地下埋設物に損傷を与えることのないよう十分注意しなければならない。また、地下埋設物を確認したときは、その真上に設置してはならない。なお、私有地の作業は土地所有者の承諾を得て行うこと。

（３）測量の基準においては、国土交通省公共測量作業規定を準用する。

第５条　監督職員

（１）発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。

（２）監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等（以下、「指示等」という。）の職務を行うものとする。

（３）監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対して口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。なお監督職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第６条　管理技術者

（１）受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

（２）管理技術者は、業務の技術上の管理を行うものとする。

（１）管理技術者は、技術士（建設部門：「道路」または総合技術監理部門：「道路」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者であり、直接雇用関係を有した日本語に堪能な者でなければならない。

（３）管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかが、平成２６年４月１日から入札参加申請期限までに、元請として完成・引渡が完了した次の要件を満たす業務（※1）において、業務実績を有する者であること。なお、同一技術者に 1)～3)の業務実績を求めるものではない。

1)道路延長 350m 以上の道路詳細設計の業務委託

2)橋長21m以上の橋梁（ＰＣ桁）詳細設計の業務委託

3)護岸詳細設計の業務委託

（※1）国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号）第１条第１項各号に規定する法人が発注した業務に限る。

（４）管理技術者は、監督職員から指示があった場合には、その関連のある設計業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

（５）管理技術者は、屋外における設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、設計業務等が適正に遂行されるように、管理並びに監督しなければならない。

第７条　照査技術者

（１）受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

（２）照査技術者は、業務の技術上の照査を行うものとする。

（３）照査技術者は、技術士（建設部門：「道路」または総合技術監理部門：「道路」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者であり、直接雇用関係を有した日本語に堪能な者でなければならない。

（４）照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

第８条　担当技術者

（１）受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。

（２）担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

（３）担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

（４）担当技術者は、以下に定める用件を満たす者を、各１名配置するものとし、直接雇用関係を有した日本語に堪能な者であり、技術士は技術士法による登録を行っている者でなければならない。また、１名が複数の資格を保有する場合も可能とする。

1）技術士（建設部門：「道路」または総合技術監理部門：「道路」）の資格保有者。

2）技術士（建設部門：「鋼構造及びコンクリート」または総合技術監理部門：「鋼構造及びコンクリート」）の資格保有者。

3）技術士（建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」または総合技術監理部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格保有者。

4）技術士（建設部門：「土質及び基礎」または総合技術監理部門：「土質及び基礎」）の資格保有者。

5）技術士（建設部門：「施工計画、施工設備及び積算」または総合技術監理部門：「施工計画、施工設備及び積算」）の資格保有者。

6）測量士の資格保有者。

7）地質調査業者登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１８号）第３条第１号イ、ロ又はハに該当する者

第９条　提出書類

（１）受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

（２）受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、発注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

（３）受注者は、本業務の契約時、登録内容の変更時又は完了時において、それぞれ10日以内に調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を行けた後に、（財）日本建設情報総合センターに適当な記録媒体により提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。

第１０条　打合せ等

（１）設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

（２）管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第１１条　業務計画書

（１）受注者は、契約締結後１５日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

（２）業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

① 業務概要
② 実施方針
③ 業務工程
④ 業務組織計画
⑤ 打合せ計画
⑥ 成果品の内容、部数
⑦ 使用する関係諸法令、条例、図書及び基準
⑧ 連絡体制（緊急時含む）
⑨ その他

（３）受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出品しなければならない。

（４）監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第１２条　資料等の貸与及び返却

（１）受注者から要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図等の関係資料を貸与するものとする。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

（２）受注者は、本業務において貸与された資料が必要なくなった場合、監督職員から一時的な返却指示があった場合、あるいは業務が完了した場合には監督職員へ返却するものとする。

（３）受注者は、本業務において貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

（４）受注者は、本業務において守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

（５）貸与する資料は、本設計区間の設計に関する報告書、業務に必要で発注者の所有する資料とする。

第１３条　地元関係者との交渉等

（１）地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に

当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

（２）受注者は、屋外で行う業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得ずに行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないよう努めなければならない。

（３）業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

（４）受注者は、前項の地元協議により、既に作成した設計図書を変更する必要を生じた場合には、監督職員の指示に基づいて変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

（５）受注者は、事業計画の手続きにおいて、事業説明会等に必要な資料（スライド、想定問答等）を作成する。また、説明会開催に際しては、運営の補助を行うものとする。

第１４条　土地への立入り等

（１）受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合には、監督職員及び関係者と十分な協議を行い、業務等が円滑に進渉するように対応しなければならない。屋外で行う測量業務等の実施に当たっては、地権者等に事前に案内状を送付し、作業の周知を努めなければならない。

　なお、やむ得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。また、苦情等には迅速に誠意をもって対応すること。

（２）受注者は、業務等の実施のために植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、当該土地所有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについては、身分証明書を携帯し、測量調査業務を実施すること。当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力し、協議等に同行しなければならない。

（３）受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となった経費の負担については、仕様書に示す他は、監督職員と協議により定めるものとする。

第１５条　関係官公庁への手続き等

（１）受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務等を実施するため、

関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。なお、市が貸与する既存資料に必要な図書が無いものについては、各施設管理者（大阪府等）より受理すること。

（２）受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し、協議するものとする。

第１６条　関係法令及び条例の遵守

受注者は、委託業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

主な関係法令	□都市計画法（開発許可手続等） □河川法（河川の占用許可手続き等） □道路法（道路の占用許可手続等） □道路交通法（道路使用許可等手続） □砂防法（砂防指定地における行為許可等） □急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可等） □土砂災害防止法（特定開発行為許可申請等） □地すべり等防止法（地すべり防止区域内の行為許可等） □森林法（森林における開発許可等手続等） □文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続等） □自然環境保全法（自然環境保全地域等における行為の許可又は届出等） □自然公園法（行為許可申請等手続等） □建築基準法（建築確認申請等） □宅地造成及び特定盛土等規制法（許可又は届出等） □消防法（消防法に基づく申請等） □環境影響評価法（環境アセスメント等） □土壌汚染対策法（土地の形質変更に係る届出手続等） □騒音規制法（騒音規制に関する届出手続等） □振動規制法（振動規制に関する届出手続等） □水質汚濁防止法（水質汚濁に関する施設設置の届出手続等） □業務委託に必要とされるその他の関係法令

第１７条　守秘義務等

受注者は、本業務に関して知り得た情報、秘密又は知識を第三者に漏らしてはならない。また、本業務の処理を他社等に請け負わせてはならない。ただ

し、書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

第１８条　安全等の確保

（１）受注者は、使用人（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これらに準ずるものを含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

（２）受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

（３）受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

（４）受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

（５）受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては路上での喫煙及びゴミのポイ捨て行為をしないよう使用人等に指導、監督に努めなればならない。

（６）受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては豪雨、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

（７）受注者は、屋外で行う設計業務等の実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員へ提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第１９条　事故の処理

受注者は、業務遂行中に生じた諸事故について、発生原因、経過、被害内容の状況を速やかに発注者に報告すると共に、これにより生じる一切の責任を負うものとする。

第２０条　成果品の提出

（１）受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書等に示す成果品を委託完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

（２）成果品の規格、数量は下表のとおりとする。

名　　称	規　　格	数　量
報告書	A4 版、パイプ式ファイル綴じ製本	２部
設計図	A3 版、パイプ式ファイル綴じ製本	２部
電子データ	報告書・設計図(CD-R、ラベル印刷)	２部

※設計図は CAD データ(dwg 形式)及び PDF データを基本とする。

※報告書は、WORD、EXCEL 等データ及び PDF データを基本とする。

（３）受注者は、設計図書等に定めがある場合、又は、監督職員の指示する場合で同意した場合は履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

（４）受注者は、成果品において使用する計量単位は、従来単位の他、国際単位系（ＳＩ）を併記するものとする。

第２１条　検査

成果及び記録は、各作業に確実に点検を行い、作業が終了したときはさらに、全部の点検を行ったうえ監督職員に提出し、管理技術者立会いのうえ監督職員等の検査を受けなければならない。

第２２条　疑義

設計図書等に記載された事項の解釈、本仕様書、その他明記のない細部について疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従わなければならない。

第２３条　工期

契約締結日より令和７年３月３１日までとする。

（※契約工期は、別途協議の上、令和８年３月頃まで延長する予定。なお、本委託に係る予算について翌年度への繰り越しが議会にて認められない場合は、工期の延長を行わず、出来高に応じて請負代金額を変更し契約変更を行う。）